

山梨県保育所・保育所型認定こども園指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、その他の関係法令及び通知に基づき実施する、社会福祉法人立を除く保育所・保育所型認定こども園（以下「保育所等」という。）に対する指導監査について、必要な事項を定める。

(指導監査の目的)

第2条 指導監査は、児童福祉法をはじめ労働基準法（昭和22年法律第49号）、消防法（昭和23年法律第186号）などの法令に対する実施状況等について個別的に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、児童福祉施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって県における児童福祉のより一層の推進に寄与することを目的とする。

(指導監査の基本方針)

第3条 保育所等に対する指導監査は、児童福祉法等関係法令を基本に、指導検査に関する国の通知、これまでの指導監査実績等を勘案し、公正な指導監査方法により、厳正かつ効果的に実施する。

2 指導監査が画一的、形式的に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、保育所等の問題解決を図り、自立的な運営を促すための具体的な助言及び指導を行う。

3 指導監査をより効果的かつ効率的に実施するため、国が定める監査の主眼事項（重点事項）及び本県の前年度における指導監査結果の問題点等を十分に考慮して、毎年度当初に、指導監査に係る指導監査実施方針及び指導監査重点事項を定めるとともに、実施計画を策定するものとする。

(指導監査の対象)

第4条 指導監査の対象は、公立保育所及び保育所型認定こども園とする。ただし、社会福祉法人立を除く。

(指導監査の実施)

第5条 指導監査は、一般指導監査と特別指導監査とに区分し実施する。

- ① 一般指導監査は、原則として年間実施計画に基づいて実施する。
- ② 特別指導監査は、特定の事項について必要が生じた場合に随時実施する。

(指導監査事項)

第6条 保育所等に関する一般指導監査は、次の事項について行う。

1 管理関係

- (1) 職員の確保及び資質の向上

(2) 災害への備え

2 経理関係

(1) 適切な会計処理の確保

3 処遇関係

(1) 児童の尊厳の保持を基本とした施設運営

(2) 環境及び衛生管理並びに安全管理

(3) 苦情への適切な対応

(4) 保護者への支援

(指導監査基準)

第7条 指導監査項目、関係法令及び評価事項等を集約した指導監査基準（以下「監査基準」という。）を別に定める。監査基準における評価区分は、別表「評価区分」に沿って定める

(指導監査の対象期間)

第8条 一般指導監査は、前回の基準日から今回の基準日までの期間とする。

(指導監査調査書等の提出)

第9条 保育所等には、第3条で定める基本方針等を踏まえ指導監査に必要な指導監査項目を掲げた「指導監査調査書」（以下「調査書」という。）を作成・送付し、毎年度、指定期限までに、指導監査調査書及び関係資料の提出を求める。

(一般指導監査の実施)

第10条 指導監査の実施通知は、保育所等の設置者に対して、原則として実施月の前月5日までに到達するよう、送付する。

2 保育所等の運営等に問題が発生した場合又は通報等でそのおそれがあると認められる場合には、上記によらず指導監査の開始時に文書を提示するなどの方法により行う。なお、この場合において、必要に応じて事前の連絡を行うものとする。

3 指導監査体制は、原則として副主査級以上の職にある者を班長とする職員2名以上で指導監査班を編成する。

4 監査員は、第7条に定める監査基準に基づき、調査書等を基に、分担して監査を実施する。なお、監査員は相互に緊密な連携を保つものとし、班長が相互の関係を調整する

5 実地監査終了後、監査員相互で調整を行った上で、当該保育所等の設置者及び施設長等に対して、実地指導監査事項票を用いて、監査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。なお、班長が全般にわたる事項及び担当監査事項について、他の監査員は自己の担当した個別事項について講評を行う。

ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、現地での公表を行わず、関係者を招致して行うことができる。

(指導監査の場所及び時間)

第11条 指導監査は、当該保育所等の施設もしくは県が指定する場所において、その保育所等の執務時間内に開始予定時間と終了予定時間を通知して実施する。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(指導監査の立ち会い)

第12条 指導監査に当たっては、当該保育所等の責任者をこれに立ち合わせなければならない。

(指導監査期間の延長)

第13条 指導監査は、特に必要があると認める場合には、期間を延長し、又は後日引き続き実施することができる。

(指導監査の延期又は中止)

第14条 指導監査は、必要があると認める場合には、延期又は中止することができる。

(一般指導監査後の取扱い)

第15条 監査員は、監査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、知事に復命する。

2 監査員は、前項の検討結果に基づき指導監査結果を当該保育所等の設置者宛文書で通知する。この場合、監査基準に定める「評価区分」に照らして文書指摘事項が認められるときは、問題点及び改善方法等を具体的に通知する。

3 指導監査をより効果的なものとするため、第1項の復命及び第2項の結果通知は、指導監査終了後速やかに行う。

4 指導監査結果の文書指摘事項について、当該保育所等の設置者に対し原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。

5 関係行政機関に対しては、必要に応じ、指導監査の結果を通知し、又はこれと協議を行うなど、連携を密にする。

6 度重なる一般指導監査によっても、改善の措置が認められないときには、特別指導検査の実施対象とする。

7 利用者支援等の施設運営に重大な影響が及んでいると認められるときは、第2項から第6項までにかかわらず、指導監査終了後速やかに法令の定めるところにより必要な改善を勧告する。

(特別指導監査の実施)

第16条 監査実施通知は、一般指導監査に準じて、事前に文書により行う。ただし、指導監査の目的と効果を勘案し、指導監査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。なお、この場合において、必要に応じて事前の連絡を行うものとする。

2 監査体制は、原則として副主査級以上の職にある者を班長とする職員3名以上で指導検査班を編成することとする。

3 監査は、監査の目的・効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的又は改善が図られるまで継続的に実施する。

4 監査終了後、監査員相互で調整を行った上で、当該保育所等の設置者及び施設長等に対して監査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。

5 監査には、その効果を高めるために、必要に応じて、関係行政機関職員又は当該保育所等に関係する者に対し、監査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行うことができる。

(特別指導検査後の措置)

第17条 監査員は、監査終了後、その概況を知事に報告し、必要に応じ関係行政機関と協議する。

- 2 監査員は、指導監査結果について、当該保育所等の設置者宛、理由を付して文書で通知する。
- 3 指導監査結果の文書指摘事項について、当該保育所等の設置者に対し、原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続する。
- 4 改善報告書若しくは改善計画書が期限内に提出されないとき、又は第3項の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるとき、その他利用者支援等の施設運営に重大な影響が及んでいると認められるときは、法令の定めるところにより必要な改善を勧告する。

(市町村との連携)

第18条 保育所等が所在する市町村と十分連携を取りながら指導監査を実施するものとする。ただし、中核市である甲府市は除く。

- 2 指導監査結果については、保育所等が所在する市町村への情報提供に努めるものとする。

(改善措置等の協議)

第19条 前条により文書をもって指示した事項について、改善措置が図られない保育所等に対しては、個々の状況に応じ、次の各号に掲げる措置について指導監査の実効性を高めるものとする。

- ① 民間施設給与等改善費又は処遇改善加算の基礎分の停止又は減額
- ② 平成16年3月12日付け、雇児発第0312001号・社援施第0312001号・老発第0312001号通知による運営費の弾力運用禁止又は平成27年9月3日付け、府子本第254号・雇児発0903第6号通知による委託費の弾力運用禁止
- ③ 新規入所措置の停止又は当該施設入所者の他施設への措置替え
- ④ 新規入所児童の委託の停止、既入所児童に対する施設の変更の勧奨、事業の停止、施設認可の取消
- ⑤ 改善命令、予算の変更、補助金・貸付金の返還命令、役員了解職勧告

(監査指導の所掌)

第20条 保育所等の指導監査は、子育て支援局子育て政策課が行う。

(委任)

(指導監査結果等の公開)

第21条 保育所等に対する指導監査の結果等について、児童福祉施設を利用しようとする者の児童福祉施設の選択に資するため、県のホームページに公開するものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、指導監査について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表 評価区分（第7条関係）

評価区分	指導形態	報告の 要否
<p>文書指摘 評価=A</p>	<p>次の事項に該当する場合には、原則として「文書指摘事項」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設に関する法令に違反している場合 ② 指導監査に関する通知又は各施設の最低基準に抵触している場合（軽微なものを除く） ③ 定款その他の規則等に重大な違反又は不備がある場合 ④ 利用者支援に関して、人権侵害など不適正な状況がある場合 ⑤ 防災体制・衛生管理体制等が不適切であるため、利用者の安全の確保等に重要な問題を生じている場合 ⑥ 不適切な資産管理、累積赤字の増大などにより、保育所等の経営基盤に影響を及ぼすおそれがある場合 ⑦ 経理処理の誤りなどにより、金銭上の是正措置が必要な場合 ⑧ 過去の監査で継続的に指導しているにもかかわらず、改善が見られない場合 ⑨ 関係課等との協議の結果、特に「文書指摘事項」とする必要が認められる場合 ⑩ その他保育所等の適正な運営に重大な影響を及ぼすおそれがある場合 	<p>改善状況の報告を要する</p>
<p>口頭指導 評価=B</p>	<p>「文書指摘事項」に該当しないが、改善すべき事項として保育所等の職員に周知する必要があるため、監査当日講評において口頭指摘するもの。 次回の実地監査において改善状況を確認する。</p>	<p>改善状況の報告を要しない</p>
<p>助言指導 評価=C</p>	<p>法令及び通達等にいずれも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>	<p>—</p>